

# カワサキ会計事務所だより

令和2年4月号

発行所 カワサキ会計事務所  
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F  
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835  
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>  
発行人 税理士 川崎 清廣

## 4月の税務カレンダー

個人所得税振替納税 長)	4月21日(5月15日に延
個人消費税振替納税	4月24日(5月19日に延



## 新型コロナウイルス対策における納税猶予等について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた経済対策をめぐり、自民・公明両党は、与党税制協議会で、収入が減少した企業に法人税などの納付を猶予し、売上高の減少が続く中小企業の固定資産税は減免するなどの支援策をまとめました。

(令和2年4月5日時点での情報です。)

### ●法人税や消費税の納税猶予

収入が大幅に減少した企業やフリーランスを含む個人事業主に対し、法人税や消費税、所得税などの国税・地方税の納付を1年間猶予します。

対象となるのは、今年(令和2年)2月以降の1ヶ月以上にわたり、収入が前年同時期に比べ20%以上減少するなどした場合です。

通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は特例として、いずれも免除します。

猶予が認められれば、年金や健康保険などの社会保険料についても同様に支払いが猶予されます。

### ●固定資産税の減免

設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税を来年度に課税される1年分に限って減免します。

今年(令和2年)2月から10月までのうち、3ヶ月間の売上高の減少幅が、前年同時期に比べ30%から50%未満の場合は半額、50%以上減少している場合は全額を免除する方針です。

日本政策金融公庫では、一時的に業況悪化を来している個人事業主(又は法人)であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方に特別貸付を行い、実質当初3年間で無利子となります。

(1)最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方

(2)業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

①過去3ヶ月の平均売上高

②令和元年12月売上高

③令和元年10月から12月の平均売上高

### < 政府の「緊急経済対策」は緊急に間に合うのか? >

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、今日(4月7日)「緊急事態宣言」を行うことになった。それと同時に、第3段の「緊急経済対策」を閣議決定するとのこと。

感染拡大が収束するまでの「緊急支援フェーズ」として、事業破綻の防止として

・中小企業や個人事業主に最大100万円の給付金を支給するとのこと。(収入が半分以下に減少したことを条

件とし、減収分の上限までを支給するとのこと。)又、雇用調整助成金の補助率を引き上げるとのこと。

いずれも給付の体制づくりに時間がかかるのでは?という声が上がっており、実際に支給が始まるのは夏ごろではないか?とされています。果たして、政府の緊急対策が緊急な状況に間に合うことを強く求めたい!